

太田川流域における既往の治水対策・土砂流入等から見る 河道の変遷と環境変化の分析に関する共同調査・検討協定 募集要領

「太田川流域における既往の治水対策・土砂流入等から見る河道の変遷と環境変化の分析に関する共同調査・検討協定」について、下記により共同調査・検討協定締結希望者を募集いたしますので、共同調査・検討協定の締結を希望される方は下記共同調査・検討協定締結説明書により申請書の提出をお願いいたします。

記

共同調査・検討協定締結説明書

1. 当該招請の主旨

本協定については、太田川の既往の洪水、河川改修、土砂災害等の履歴から河道の長期的変化を分析し、河道改修の効果、河道の維持機構を明らかにすることにより、太田川の治水と河川環境の調和のあり方等、今後の適切な河道管理等の検討に繋げるものである。

本協定の締結にあたっては、河道内の貯留現象や河床変動を正確に予測・評価する必要がある、太田川の河道特性等を熟知し、かつ観測水面形を用いた準三次元・三次元解析に関する高度な技術力を有していることから、学校法人中央大学を相手方として予定しているが、学校法人中央大学以外の者で、本協定の受託を希望する者の有無を確認するため、共同調査・検討協定参加申請書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、学校法人中央大学との協定手続に移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、必要に応じて、学校法人中央大学と当該申請者に対して、以下の評価テーマについてのヒアリングを行う場合があり、ヒアリングを行う場合は、資料を求める。

評価テーマ：太田川の既往の洪水、河川改修、土砂災害等を踏まえ、観測水面形を用いた準三次元・三次元解析により河道の中・長期的変化を評価するための着眼点

2. 協定概要

- (1) 協定名 太田川流域における既往の治水対策・土砂流入等から見る河道の変遷と環境変化の分析に関する共同調査・検討協定
- (2) 協定内容 太田川の既往の洪水、河川改修、土砂災害等の履歴から河道の長期的変化を分析し、河道改修の効果、河道の維持機構を明らかにすることにより、太田川の治水と河川環境の調和のあり方等、今後の適切な河道管理等の検討に繋げるものである。
- (3) 協定期間 契約締結の翌日 ～ 令和8年3月31日
- (4) 委託量の目安 3,000万円を想定している。

※令和6年度以降の契約締結は、当該協定に係る予算が成立し、予算示達がなされていることを条件とする。

3. 応募要件

応募要件は、以下のとおりとします。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（再認定を受けた者を除く）でないこと。
- ③ 申請書提出から契約日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ① 平成25年度以降に観測水面形を用いた準三次元・三次元解析かつ河床変動解析モデルおよび河道貯留メカニズムに関する調査・検討実績がある。

4. 協定締結者の決定方法

- (1) 協定の締結は、3.に掲げる応募要件を満たしている者で行う。
- (2) ヒアリングを実施する場合は別途通知する。
- (3) 学校法人中央大学と当該申請者について、審査を行い決定する。

5. 担当部局

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀3-20

国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所 流域治水課 流域治水係

TEL 082-221-2436 (代表)

TEL 082-222-9245 (直通)

メール ootagawa@cgr.mlit.go.jp

6. 応募要件の確認等

(1) 申請書の作成

共同調査・検討協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①共同調査・検討協定参加申請書【別記様式1】

②技術力に関する要件【別記様式2】

※技術力に関する要件である「平成25年度以降に観測水面形を用いた準三次元・三次元解析かつ河床変動解析モデルおよび河道貯留メカニズムに関する調査・検討実績」が確認できる資料を提出願います。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

- ①提出方法：申請書（の提出は、持参あるいは郵送（書留に限る。下記②受付期間内に必着のこと。）又はメールによる。
- ②受付期間：令和5年8月16日（水）から令和5年9月4日（月）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとする。
- ①提出場所：5. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

- ①提出方法：書面を持参あるいは郵送又はメールにより提出すること
- ②受領期間：令和5年8月16日（水）から令和5年8月23日（水）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとする。
- ③提出場所：5. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

- ①期 間：質問を受理してから適宜に、令和5年9月4日（月）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ②場 所：5. に同じ。

(5) その他

- ①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。
- ②提出された申請書（追加資料を含む）は、応募要件確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ③提出された申請書（追加資料を含む）は、返却しません。
- ④提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は、認めません。
- ⑤ヒアリングを行う場合は、令和5年9月8日（金）までに通知します。
- ⑥締結者の結果は、令和5年9月20日（水）までに通知します。

以上

共同調査・検討協定参加申請書

令和5年〇〇月〇〇日

中国地方整備局

太田川河川事務所長 高畑 栄治 殿

住 所

会 社 名 〇〇コンサルタント(株)

代表者氏名

令和5年〇〇月〇〇日付けで募集のありました「太田川流域における既往の治水対策・土砂流入等から見る河道の変遷と環境変化の分析に関する共同調査・検討協定」に参加したく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

募集要領6.(1)②に定める技術力に関する要件を記載した書面

問い合わせ先

担当者 : 太田川 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(別記様式2)

技 術 力 に 関 す る 要 件

技術力に関する要件： 平成25年度以降に観測水面形を用いた準三次元・三次元解析かつ河床変動解析モデルおよび河道貯留メカニズムに関する調査・検討実績